

改葬（お墓の引越）の手続き

- ◎ お墓やお骨を分けずに別のお墓に移すことを「改葬」と言います。
改葬をする場合には、事前に**現在のお墓のある市町村で改葬許可**を受ける必要があります。

- | | | | | |
|-----------------|---|------------|----|----------|
| ・ 現在のお墓が千葉市内にある | ⇒ | 千葉市 | で、 | 改葬許可証を交付 |
| ・ " " 市外にある | ⇒ | お墓のある市町村で、 | " | " |

- ◎ お骨（一体分）の一部を「分骨」し、お墓に入れる場合には、**改葬許可は必要ありません**。
分骨証明等の手続きは、現在のお墓の管理者（市営霊園の場合は管理事務所）にご相談ください。

【改葬手続の流れ】

※家族以外の代理人が手続きをする場合には、①委任状、②本人確認できるものをご持参ください。

1 「改葬許可申請書」を入手する。

- 入手方法
- ・ダウンロード
 - ・配布窓口（生活衛生課、桜木霊園管理事務所、平和公園管理事務所）

◆申請書の郵送を希望する場合

- 以下のものを同封し、下記郵送先に依頼してください。
- ①返信用封筒（定型封筒に宛名記載・110円切手貼付）
 - ②メモ書き
 - ・改葬許可申請書（●体分）を希望
 - ・日中連絡が取れる電話番号

2 「改葬許可申請書」に必要事項を記入する。

※必ず記載例をご参照ください。

3 現在のお墓の墓地管理者に埋蔵収蔵証明をもらう。

- ※ 「改葬許可申請書」下部の証明欄（埋蔵収蔵証明）
- ※ 千葉市桜木霊園・平和公園をご利用の場合はお手続きについて事前に各霊園管理事務所にお問い合わせください。

◆窓口に来られない場合は、郵送も可

- 以下のものを同封してください。
- ①改葬許可申請書（記入・証明押印済のもの）
 - ②返信用封筒（定型封筒に宛名記載・110円切手貼付）
 - ③メモ書き
 - ・日中連絡が取れる電話番号

4 千葉市生活衛生課に申請し、「改葬許可証」を受け取る。

- 無料交付
○所要時間は10～15分程度

5 「改葬許可証」を現在のお墓の管理者に提示し、お骨を引き取る。

6 「改葬許可証」を改葬先のお墓の管理者に提出し、納骨する。

【郵送先・問い合わせ先】

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所本庁舎高層棟9階
千葉市役所生活衛生課 計画班
電話 043-245-5213
FAX 043-245-5556